

メール

さくら、桜、日本の春。

例年より1週間も早く桜が満開となりました。
写真は事務所近くの青山墓地の桜です

労使慣行と就業規則

社内の就業ルールを変更した場合や、法律改正がある場合など、就業規則は現状に合った内容に整備する必要がありますのはご存じの通りです。では、就業規則を作成すれば、「就業ルールに全く漏れはない」あるいは「就業規則に反した行為は一切認められない」と言い切れるのでしょうか。一旦定めた就業規則は遵守すべきですが、会社には就業規則に基づかない、労使間で長年反復継続された労使慣行がしばしば存在するのではないのでしょうか。今回は、その労使慣行と就業規則の関係について整理いたします。

◇労使慣行とは

労働協約や就業規則に基づかない、労働条件や職場規律等に関する労使間の事実上のルールをいいます。労働契約の内容を補完し、労働協約や就業規則に定められた不明確な規定を解釈するため、あるいは具体的に運用していくための基準にあたります。

この労使慣行が、就業規則と同等の拘束力を持つためには更に条件があります。

1. 長期間にわたって反復・継続して行われている
2. 労使双方が明示的に異議を唱えていない
3. 使用者（当該労働条件の決定権や裁量権を有する者）が、
“そうしなければならない”という規範意識（注）を持っている
*単に、ある事実が積み重ねられているというだけでは足りません
4. 法律に違反していない、就業規則の内容を下回っていない



（注）規範意識…長年繰り返されてきた慣行を、規則・準則として従う意識。

◇労使慣行の発見と対策

働いている中で生じる、あらゆる取扱いを労働契約書や就業規則に記載することは不可能であり、従ってその記載されていない事案が、発生する可能性は十分考えられます。また前述の4項目に合致しない事案であっても、発生している事実に関心で構わないとは言えません。労使慣行の成否をめぐって労使紛争につながる危険もあるのです。

改正を要する事案については、その合理性の有無を検討し、労使で協議します。合理性がある場合は、就業規則を変更するか、あるいは労使慣行の改廃を周知することとなります。合理性に懸念がある場合は、従業員の個別同意を取り、改廃する必要があります。これらは、いきなり一方的に行うのではなく、充分時間をかけて過去の経緯や変更の必要性を説明し、意見交換を行うべきです。その上で、場合によっては経過措置や猶予期間を置くことも必要です。何よりもまず、就業に関するルールは、必ず就業規則を確認するよう心掛けて下さい。就業規則の内容と異なる処理を行わないこと、就業規則に違反する言動を黙認、放置しないことが大切です。



雇用関係の助成金の変更について

雇用関係の助成金は厚生労働省により大幅な見直しが行われ、各助成金の統廃合や新たな助成金の新設など例年に比べ変更点が多くなっています。中には平成25年3月末をもって廃止となった助成金や、統廃合に伴い名称が変更となった助成金もありますので注意が必要です。以下に、統廃合された助成金、及び廃止された助成金についてまとめましたので、ご参照ください。

◇統廃合された助成金

(旧)		(新)
雇用調整助成金 中小企業緊急雇用安定助成金	➡	雇用調整助成金
若年者試行雇用奨励金 日雇労働者試行雇用奨励金 中高年齢者試行雇用奨励金 季節労働者試行雇用奨励金 住居喪失不安定就労者試行雇用奨励金 試行雇用奨励金	➡	試行雇用奨励金
地域求職者雇用奨励金 地域再生中小企業創業助成金	➡	地域雇用開発奨励金
中小企業人材確保推進事業助成金 介護労働環境向上助成金	➡	中小企業労働環境向上助成金
建設教育訓練助成金 建設雇用改善推進助成金	➡	建設労働者確保育成助成金
重度障害者等多数雇用施設設置等助成金 特例子会社等設立促進助成金	➡	中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金
発達障害者雇用開発助成金 難治性疾患患者雇用開発助成金	➡	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金
精神障害者雇用安定奨励金 職場支援従事者配置助成金	➡	精神障害者等雇用安定奨励金

◇廃止された助成金

<ul style="list-style-type: none"> ・中小企業定年引上げ等奨励金 ・高年齢者職域拡大等助成金 ・高年齢者労働移動受入企業助成金 ・受給資格者創業支援助成金 ・実習型試行雇用奨励金 ・正規雇用奨励金 	<ul style="list-style-type: none"> ・両立支援助成金 ・中小企業基盤人材確保助成金 ・成長分野等人材育成支援事業 ・3年以内既卒者トライアル雇用奨励金 ・3年以内既卒者採用拡大奨励金
---	---

ご意見・ご質問などは、お気軽にお問い合わせください。次号は4月30日にご送信いたします。(石田久男)

発行元: 石田労務管理事務所
 発行人: 石田久男
 発行日: 月1回+不定期



〒107-0062 東京都港区南青山2-4-4 フォンテル青山ビル4F
 [電話] 03-5410-0789 [FAX] 03-5410-0790
<http://www.ishidalm.com/index.html>